

14.5
493

14.5-493
1200501217436

輸出陶磁器に関する
最近六年間に於ける諸外國の
本邦輸出陶磁器に対する輸入
防遏の跡

名古屋陶磁器輸出組合編



始



輸出入統計に関する参考資料 第二輯

最近六ヶ年間に於ける諸外國の

本邦輸出陶磁器に對する輸入防遏の跡

名古屋陶磁器輸出組合

例言

- (一) 近時、日本商品の世界市場進出は極めて活潑旺盛を來し、本邦重要産業の一たる我が陶磁器の輸出に於ても逐年躍進の途を辿り、一九三三年度の輸出總額は三千六百萬圓、一昨一九三四年度は四千二百九十萬圓に達し、昨一九三五年度は實に四千五百九十九萬圓を突破して本邦陶磁器輸出始まつて以來の最高記録を樹立した事は洵に慶賀に堪えない次第である。
- (二) 然しながら一方、世界不況の深淵に喘ぐ各國の經濟政策は孰れも國內産業保護、外貨の排撃を以て其の國是とし、相互に關稅障壁を高め、或は輸入許可制、割當制其他諸種の輸入制限策を採り、甚しきは輸入禁止を實施するものすら現れ來た。
- (三) 斯くの如きは本邦輸出貿易に影響する處甚大にして、當組合事務局に於ても、是等諸外國の通商政策の動向に不斷の注意と關心を向けて來た。
- (四) 扱て現今、各國の採用實施する輸入制限、防遏手段を要約分類すれば次掲の如きものとならう。(生島洋行商大社 爲の分類法に準據す)

(A) 輸入の價格的制限

- (1) 關稅率及其他の公課の引上
- (2) 煩瑣な輸入手續其他諸規定の強制
- (3) 貨幣價值の低落
- (1) 輸入禁止
- (2) 輸入割當制
- (3) 貿易獨占又は管理

- (一) 一方的割當制
- (二) 双方的割當制



(C) 輸入の代金支拂的制限

(1)	爲替管理
(2)	清算協定
(3)	信用政策手段

(五) この内本篇に於ては、特に本邦輸出陶磁器に對して諸外國が實施し來つた過去六年間に涉る輸入關稅引上、輸入許可及割當制(貿易管理)、輸入禁止、原産國標記條令の實施及通商條約の廢棄等の主要なるもの、みに就て載録し、尙附録として爲替管理國一覽表を添附し以て本邦陶磁器に對する諸外國の輸入防遏の大勢を示さん事を主眼とした之は所謂「敵情を識り」て以て輸出陶磁器將來の發展を策すべき資料の一とし度き念願に外ならぬ。而して第一部に於ては年月順の日誌體に記録編纂し、第二部に於ては之が主要なる事例の簡單なる解説を試みる事とした。本篇編纂に際してはその資料として外務省通商局編「海外經濟事情」並に商工省貿易局編「貿易週報」に負ふ處絶大であつた。茲に記して深く感謝の意を表する次第である。

昭和十一年二月

名古屋陶磁器輸出組合

(1) 本篇は、當組合事務局勤務、宮崎 浩の調査記述になるものなり。
 (2) 本篇は、昭和十年十一月當組合發行の「輸出陶磁器ニ關スル參考資料 第一輯」本邦輸出陶磁器ニ對スル諸外國ノ輸入關稅定率表」と併讀せられん事を勸む。

14.5-493

最近六ヶ年間に於ける諸外國の本邦輸出陶磁器に對する輸入防遏の跡

目次

〔第一部〕 各國の本邦陶磁器輸入防遏日誌

一九三〇年 (昭和五年)	一
一九三一年 (昭和六年)	一
一九三二年 (昭和七年)	二
一九三三年 (昭和八年)	三
一九三四年 (昭和九年)	五
一九三五年 (昭和十年)	七

〔第二部〕 各國の本邦陶磁器輸入防遏策綜覽

(一) 亞細亞洲	一一
----------	----

〔第一部〕 各國の本邦陶磁器輸入防遏日誌

【附 錄】

金本位停止並爲替管理實施國一覽表……………四〇

―目次終―

(二) 歐羅巴洲……………	一九
(三) 北亞米利加洲……………	三二
(四) 南亞米利加洲……………	三六
(五) 太 洋 洲……………	三七
(六) 阿弗利加洲……………	三八

▲一九三〇年（昭和五年）（三件）

四月四日 濠洲にてタイル、衛生陶器に一時輸入禁止實施。

六月十五日 北米合衆國にて税番二二一陶器並に税番二二二中磁器食卓用品に對し従價税の外に一打に付十仙税を賦課する事となる。

十二月 洪牙利にて税番六九七タイル、税番七〇〇及び税番七〇一食卓用陶磁器に輸入許可制實施。

▲一九三一年（昭和六年）（二件）

一月一日 中華民國にて税番六〇八陶磁器關稅従價七分五厘を一躍四割に引上、外に一割の水災救濟附加税設定。

二月二日 伊太利にて陶器に輸入禁止を實施。

三月一日 英領印度にて陶磁器關稅を従價一割五分より二割に引上。

四月三十日 南阿聯邦にて陶磁器關稅従價一割を二割に引上。（但、一九三五年五月十日従價一割に復元）

五月十二日 佛蘭西にて磁器に輸入割當制實施。

七月三十日 新西蘭にて陶磁器關稅を従價二割五分より四割五分に引上實施。

九月 月 英領印度にて陶磁器關稅を従價二割より二割五分に引上實施。

九月十九日 亞爾然丁にて陶磁器輸入税を平均一割方引上實施。

（一九三〇—三一年）

(一九三二年)

十月十五日 加奈陀にてダンピング税設定。

十一月 月 土耳其にて陶磁器に輸入制限、割當制實施。

十一月十四日 埃地利にて輸入許可制、爲替管理と併用實施。

十一月廿五日 英吉利にて従價五割の非常時輸入税を設定。(實施期間六ヶ月)

▲一九三二年 (昭和七年) (一九件)

一月一日 和蘭にて陶磁器食器類輸入税を従價五分より六分に引上の外、特別税として價格の一割並に従價二分の附加税を實施。

一月一日 蘭領印度にて附加税一割を二割に引上。

一月四日 佛領印度支那にて特定磁器に限り爲替補償附加税實施。

一月十日 獨逸にて着色磁器輸入税を百疋四五馬克より九〇馬克に引上。

一月三十日 致須國にて税番四二四磁器食器に輸入許可制實施。

二月一日 丁抹にて陶磁器輸入許可制實施。

三月十八日 和蘭にて上等陶器、衛生陶器、タイルに輸入割當制實施。

三月廿一日 佛蘭西にて従價一割五分の爲替補償附加税を設定。

四月二十日 シリアにて陶磁器關稅従價二割五分を三割五分に引上。

二

四月三十日 埃地利にて陶器に輸入禁止を實施。

五月十五日 希臘にて本日より十月十五日迄建築用陶器に輸入許可制實施。外に税番一四四磁器に輸入割當制實施。

六月十五日 蘭領印度にて附加税従價二割を一躍五割に引上實施。

七月十日 波斯(イラン)にて通商獨占法發布。

八月一日 比律賓にて荷造材料として薬を使用禁止。

八月十九日 佛蘭西にて税番三三四、三四七食卓用磁器の割當量超過分に對し、一九二一年八月十九日締結の日佛通

商條約に依る普通税率の四倍課徴を發令。

九月廿一日 智利にて税番一五二四磁器關稅一疋に付法定二ベソより二・七ベソに引上。(一九三五年一月復元)

十月十三日 加奈陀にてオッタワ會議の結果税番二八七磁器食器輸入關稅を従價二割七分五厘より一躍三割五分に引

上實施。

十月廿七日 北米合衆國にて米國陶業者の不當廉賣禁止法適用請願に基く陶磁器査問會開催。

十一月廿二日 瑞典にて統計番號五九八磁器に輸入許可制實施。

▲一九三三年 (昭和八年) (二〇件)

一月一日 英領印度にてオッタワ會議の結果に基き陶磁器關稅を従價二割五分より三割に引上。

一月廿三日 ブルガリアにて陶磁器に輸入許可制實施。

(一九三二—三三年)

三

(一九三三年)

四

- 一月廿七日 和蘭にて普通陶磁器に輸入制限實施。
- 一月卅一日 錫蘭にてオッタワ會議の結果陶磁器輸入關稅を從價一割五分より二割五分に引上實施。
- 三月四日 暹羅にて陶磁器輸入關稅從價二割を二割五分に引上。
- 三月廿一日 佛蘭西にて從價二割五分の爲替補償附加稅設定。
- 三月廿一日 波蘭にて一般陶磁器輸入禁止となる。
- 五月四日 洪牙利にて稅番七〇〇磁器食器に輸入許可制實施。
- 五月五日 英吉利にて家庭用陶磁器關稅從價二割をハンドレッド・ウエイトに付一磅五志に改正。
- 五月八日 佛蘭西にて食卓用磁器其他に原産國名標記令を實施。
- 五月十八日 北米合衆國にて陶磁器に原産國標記規定實施。
- 五月卅一日 土耳其にて稅番四八五衛生陶器輸入關稅を六・二五リラ、稅番四八七食器を百疋に付七リラより一〇リラに、同着色物を一五リラより二五リラに引上を發令、九月一日より實施となる。
- 六月廿二日 彼斯(イラン)にて食卓用陶磁器に輸入許可制實施。(輸入割當額二百五十萬リアル)
- 七月一日 羅馬尼にて稅番九三五、九四一其他の陶磁器類に輸入管理(許可)制を實施。
- 八月卅一日 北米合衆國にてブランド・コードに據る米陶業者陳情に基き陶磁器査問會開催。
- 九月一日 濠洲にて陶磁器に原産國標記條令實施。
- 九月十五日 蘭領印度にて二割の奢侈稅を實施。

- 十一月十一日 エストニアにて磁器に輸入獨占制實施。
- 十二月廿三日 瑞西にて陶磁器輸入割當制實施。
- 十二月廿三日 英領印度にて日印會商中陶磁器食器類に從量稅を設定。

▲一九三四年 (昭和九年) (三〇件)

- 一月一日 和蘭にて上等陶磁器に對し從價一割の賣上稅實施。
- 一月八日 佛領印度支那にて佛本國同一の原産國標記條令を適用實施。
- 一月十日 蘭領印度にて陶磁器輸入稅從價一割を二割に引上、外に本稅の五割の附加稅實施。
- 二月一日 和蘭にて陶磁器輸入制限・割當制を更に一ヶ年延長實施。
- 二月十五日 英領印度にて統計番號一九一A家庭用陶磁器輸入關稅を從價三割若は從量稅に改正引上。
- 三月一日 佛蘭西にて磁器輸入割當制を更に一ヶ年延長實施。
- 三月十二日 諾威にて陶器輸入制限令實施。(但、一九三五年六月廿四日之を撤廢し關稅を引上ぐ)
- 三月二十日 白耳義にて陶磁器に輸入許可制を實施。
- 三月廿一日 アフガニスタンで磁器に輸入禁止令を發布。
- 四月一日 土耳其で稅番四八七食卓用陶磁器に輸入割當制實施。
- 四月一日 瑞典で家庭用陶磁器に原産國標記令を發布。

(一九三四年)

五

- 五月十日 北米合衆國で陶磁器の原産國標記條令を強化。
- 五月十二日 佛蘭西で税番三四七A食卓用臺所用以外の一般磁器に一時輸入割當・許可制を實施。
- 六月廿二日 波斯(イラン)で食卓用品に對する輸入割當量半減實施。(輸入許可額百二十萬リアル)
- 六月廿六、廿七の兩日 北米合衆國でN・R・Aに基く輸入陶磁器關稅委員會公聽會開催。
- 七月一日 瑞典で税番六九三、六九四家庭用磁器に百疋に付一五クローネの附加税實施。
- 七月三日 中華民國で税番六〇八陶磁器輸入關稅從價四割を五割に、税番六二四タリイ從價一割五分を百疋に付四金單位に引上。
- 七月十日 新西蘭で衛生磁器關稅引上。
- 七月廿五日 蘭領印度で家庭用陶磁器に輸入制限・割當制を發令。(但、翌八月三十日、右を停止撤回す)
- 八月十一日 葡領東阿で向ふ三ヶ月間陶磁器輸入税を二割に改正實施。
- 九月一日 伯刺西爾で陶磁器輸入關稅を二割乃至五割方引上。
- 九月三日 サルバドルで本税の二十割の附加税實施。
- 九月廿四日 獨逸で商品管理所を開設し輸入陶磁器の外貨支拂許可を與ふる事となる。
- 十月五日 秘露で對日通商條約廢棄。(一九三五年十月五日限り失効)
- 十月廿三日 葡領西阿で稅額の一割の附加税を實施。
- 十一月十日 哥倫比亞で對日通商條約廢棄。(一九三五年四月十日限り失効)

- 十一月十五日 羅馬尼で輸入割當、爲替管理兩制併用實施。
- 十一月十六日 芬蘭で原産地標記條令實施。
- 十一月廿二日 リスアニアの輸入特許委員會で日本品輸入許可を拒絕。
- 十一月三十日 獨逸で税番七一陶器輸入關稅を百疋に付一一・五〇馬克に改正。

▲一九三五年 (昭和十年) (三四件)

- 一月一日 加奈陀で食卓用陶磁器に原産國標記條令實施。
- 一月一日 ウルグアイで輸入管理實施。
- 一月五日 玖瑪で對日通商條約廢棄。(一九三五年四月五日限り失効)
- 一月十五日 致須國で陶器輸入許可制實施。
- 一月廿八日 グワテマラで輸入關稅を全面的に十割引上實施。
- 二月一日 和蘭で陶磁器輸入割當制を更に一ヶ年延長實施。
- 二月一日 土耳其で輸入品包装にライス・ペーパーの使用を禁止。
- 二月七日 リスアニアで普通粘土製陶器に輸入許可制適用。
- 二月十九日 伊太利で陶磁器に輸入特許制實施。
- 三月一日 佛蘭西で磁器輸入割當制を更に一ヶ年延長實施。

- 三月二日 羅馬尼で對日通商條約を廢棄。
- 三月十三日 ドミニカで特定陶磁器に附加税實施。
- 三月十五日 リスアニアで陶器輸入許可に高率手数料課徴發令。
- 三月十六日 玖瑪で本邦陶磁器に最高輸入關稅率適用、尙附加税として最低率の二割五分を課税と發令實施。
- 四月一日 愛蘭自由國で原產地證明必要となる。
- 四月一日 獨逸で稅番七三〇陶器關稅倍額引上實施。
- 四月七日 佛蘭西で稅番三四一、二、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六の陶器に輸入割當制實施。
- 四月十五日 ハイチで陶磁器に最高稅率適用實施。
- 五月二日 佛蘭西で佛國リオン稅關通關磁器食卓用品其他の關稅は普通稅率の四倍課税となる。
- 五月十日 ベネズエラで一率に二割五分附加稅課稅案議會に上提さる。
- 五月十五日 エクアドルで對日通商條約廢棄通告。(一九三六年五月十五日限り失効)
- 五月三十日 蘭領印度で統計番號四四八、四四九、一四四九の衛生陶器類に輸入割當制實施。(實施期間十ヶ月)
- 六月三日 瑞典で稅番六九五、六九六家庭用陶器に附加税實施。
- 六月十七日 伊太利で輸入特許手数料三分徴收實施。
- 六月廿三日 イラン(波斯)で、本日より向ふ一ヶ年間、陶磁器食器、衛生陶器の輸入許可額を百二十萬リアルと各輸入稅關別に割當て、別に、右以外の總ての陶磁器、粘土製品(土管、甕等)及び玩具食器に對し輸入

禁止發令。

- 六月廿四日 諾威で陶器輸入割當制を撤廢せる代りに輸入稅を引上。
- 七月九日 蘭領印度で統計番號四二三—四三五、四三六、四三七—四四三、四四五、四四四、四四六、四四七に至る陶磁器に輸入制限令發布即日實施。(實施期間十ヶ月)
- 七月十三日 北米合衆國の合衆國陶業組合で米國陶業保護策として新にN・R・A第三條第五項に代る輸入陶磁器防遏方を政府に陳情。
- 七月十八日 埃及で對日通商條約廢棄。(三ヶ月後効力發生)
- 七月廿二日 加奈陀で本邦品に對し一率に三割三分三分の一の報復附加稅實施を發令。(一九三六年一月一日撤廢)
- 八月一日 獨逸で獨佛協定失効に伴ひ稅番七三一陶器の關稅を引上ぐ。
- 八月十九日 加奈陀で食卓用陶磁器に原産國標記條令適用強化を公布。(十二月一日より實施)
- 九月三十日 ユーゴスラビアで日本品輸入決濟を拒絶す。
- 十二月三十日 佛蘭西で稅番三四七ノ二A、三四七ノ二B、六三〇電氣用陶磁器に輸入割當制發令。(一九三六年一月一日より同三月卅一日迄實施)

〔第二部〕
各國の本邦陶磁器輸入防遏策綜覽

(一) 亞細亞洲

中華民國

關稅引上

- (1) 一九三二年一月一日、稅番六〇八一—陶磁器輸入關稅を從價七分五厘より一躍從價四割に引上、外に稅額の一割の水災救濟附加稅を制定實施す。(右水災附加稅は爾來昭和十一年度現在迄毎年繼續實施す)
- (2) 一九三四年七月三日、稅番六〇八一—陶磁器輸入關稅を從價四割より更に從價五割に、稅番六二四一—タイル輸入稅を從價一割五分を百疋に付四金單位に改正引上。

原產國標記

- (1) 一九三三年一月原產國標記條令を發布せる處列國の強硬なる反對に遭ひ一九三四年七月迄一時實施方遷延中の處遂に其の實施困難なる事情を悟り之が實施期を無期延期せり。

比律賓

輸入禁止

- (1) 一九三二年八月一日、米、麥及粳穀を輸入品荷造材料として使用する事を禁止す。(但し麥、葦、藎等の使用は可)

佛領印度支那

關稅引上

(1) 一九三二年一月四日附總督令を以て稅番三四七ノA、三四七ノB、三四七ノC—磁器食器類に對し從價一割五分の爲替補償附加稅、外に包裝一個に付〇・〇九(弗)の統計稅及〇・〇四(弗)の埠頭稅課稅を實施。

原產國標記

(1) 一九三三年十月卅一日附及一九三四年一月八日附總督令を以て佛本國の原產地標記令適用の旨公布。

錫蘭

關稅引上

(1) 一九三三年一月卅一日、オッタワ會議の結果、陶磁器輸入關稅を從價一割五分より二割五分に引上實施。

暹羅

關稅引上

(1) 一九三三年三月四日、輸入關稅從價二割を二割五分に引上實施。

蘭領東印度

關稅引上

(1) 一九三二年一月一日、附加稅一割を二割に引上實施。

(2) 一九三二年六月十五日更に右を一躍五割に引上。(五割附加稅は爾來昭和十一年度現在迄毎年繼續實施す)

(3) 一九三三年九月十五日、從價二割の奢侈稅制定。

(4) 一九三四年一月十日、陶磁器輸入關稅從價一割を二割に引上實施、外に消費稅一割二分、統計稅每二〇盾に付五仙、貨物稅一噸に付一盾課稅を實施。

輸入制限・割當制

(1) 一九三四年七月廿五日、蘭印市場滯貨緩和を理由に、實施期間三ヶ月、細目左の如き陶磁器輸入制限令發布。

(但本令は陶磁器輸出組合側の蘭印向積止實施後種々折衝を経て一九三四年八月卅一日蘭印政府は之を撤回せり)

統計番號	品目	輸入許可數量
四二二—四三五	陶器の皿、珈琲碗皿、野菜鉢類	五三、〇〇〇打
四三六	右以外の雜品	三二五、〇〇〇打
四三七—四四三、四四五	磁器製皿、珈琲碗皿、野菜鉢類	一、一七五、〇〇〇打
四四四、四四六	支那茶碗スプン付及右以外の雜品	七八五、〇〇〇打
四四七	ティーセット、灰皿、湯呑、トイレット用品及テーブル用品	四〇八、〇〇〇打

(2) 一九三五年五月廿九日、法令第二四〇號を以て衛生陶器輸入制限令を公布、五月三十日より向ふ十ヶ月間實施。

統計番號	品目	輸入許可數量
(一) 四四八	浴槽類、洗濯用器、濾過器、室内衛生用諸壺、痰壺、手洗用洗し臺、其他右の部分品、以上何れも移動式衛生用陶器に限る。	(風袋共) 三〇、〇〇〇
(二) 四四九	便器、溝渠用品、洗濯用槽、洗し用樋、蛇口、洗し臺等固着式のもの	(風袋共) 一五〇、〇〇〇
(三) 一四四九	固着式衛生用器にして前號の附屬品並其他のもの	(風袋共) 七五、〇〇〇

(但し前掲數量中、和關品に限り、(一)に於て四二%、(二)に於て四〇%、(三)に於て二〇%を最小限度として輸入を許可せらるゝものとす)

(3) 一九三五年七月九日より向ふ十ヶ月間左の陶磁器に輸入制限令を發布、即日實施。

統計番號	品目	輸入割當數量
四二一—四三五	陶器製皿、珈琲碗皿、鉢、蓋付鉢、スーパ鉢、大鉢、土瓶	一六〇、〇〇〇
四三六	前掲以外のもの	(風袋共) 一、一〇〇、〇〇〇
四三七—四四三、四四五	磁器製皿、珈琲碗皿、鉢、蓋付鉢、スーパ鉢、大鉢、土瓶	三、三〇〇、〇〇〇
四四四—四四六	陶器製支那茶碗、散蓮華	(風袋共) 二、六〇〇、〇〇〇
四四七	デインナーセット及部分品其他の高級陶磁器	

(但し、仕出國別割當なしと公表せらる)

英領印度

關稅引上

- (1) 一九三二年三月一日、陶磁器輸入關稅從價一割五分より二割に引上實施。
- (2) 一九三二年九月、更に從價二割より二割五分に引上ぐ。
- (3) オツタワ會議協定の結果一九三三年一月一日、從價二割五分より更に三割に引上ぐ。(尙英國特惠稅率は從價二割なり)
- (4) 一九三三年四月十日、日印通商條約廢棄通告に基き日印會商開催の結果一九三三年十二月廿三日、陶磁器中統計番號一九一A (稅番九二A) — 家庭用陶磁器に對し從價稅 (三割) の外一打に付左記從量稅を新設し孰れか高き方を課稅する事となる。

(一) Cups	一〇マンナ
(二) Saucers	五マンナ
(三) Teapots	三割比
(四) Sugar bowls	一四マンナ
(五) Jugs	一三マンナ
(六) Plates	④直徑八吋半以上 一六マンナ
	⑤直徑八吋半以下 一〇マンナ
(5) 但、一九三四年二月十五日、前記陶磁器新關稅は印度立法議會に於て左の如く一部修正せらる。(課稅單位一打)	
(I) Cups	④七オンス半以上 一〇マンナ
	⑤七オンス半以下 四マンナ

(I) Saucers	容量	④七オンス半以上用.....五アンナ
		⑤七オンス半以下用.....二アンナ
(三) Teapots	容量	④二〇オンス以上.....三樽此
		⑤(一〇オンス以下).....二四アンナ
		⑥(一〇オンス以上).....二四アンナ
		⑦一〇オンス以下.....二二アンナ

(但し、其他は變更なし)

アフガニスタン

輸入禁止

(1)内政改革、國家繁榮政策に邁進中のアフガニスタン政府は一九三四年三月廿一日、磁器に輸入禁止を實施す。

彼斯(イラン)

輸入割當制

- (1)一九三二年七月十日、貿易獨占法を公布、輸出入は彼斯政府の許可を要する事とし原則としてコンタンヂャン制度を執る事となる。従つて
- (2)一九三三年六月廿二日より向ふ一ケ年間に左記陶磁器に輸入割當を施行するに至る。
 - 割當品種.....食卓用陶磁器(珈琲碗皿、皿、水差、砂糖壺、茶器等)
 - 輸入許可額.....二、五〇〇、〇〇〇(リアル)

(3)一九三四年六月廿二日より向ふ一ケ年間に前記陶磁器輸入許可額を左の如く削減す。

▲輸入許可額.....一、二〇〇、〇〇〇(リアル)

(4)一九三五年六月廿三日より向ふ一ケ年間に左記の如く陶磁器輸入割當を施行。

④食卓用各種陶磁器(茶碗、受皿、水差、牛乳入、茶器、砂糖入、指洗鉢)

(一)北部税關 (タブリーズ、シユルフ、アスタラ、ソボラモクリ、ラヒヤン、グ
アズネ、パレグイ、マナエツセル、ヒルエル、シヤズ、ヒルエルチ
ヤ、マシエツド、メグイラン、ロフ、アバツドの十三税關並に分)九三六、〇〇〇(リアル)

(二)南部税關 (モハマラ、カラシヤ、サヘダン、アシール、ヒルエル、アバツス、
ヒルエル、カペール、シヤスタ、シヤフル、アリス及アバダンの九
税關並に分)二一六、〇〇〇(リアル)

⑤ボンボン入、乾果入、陶製便器(申請額の一割額に相當する輸出弗の買入に對し)

(一)ケルマンチヤ及カスル税關經由分.....四八、〇〇〇(リアル)

④、⑤ 合計(前期と變らず).....一、二〇〇、〇〇〇(リアル)

輸入禁止

- (1)一九三五年六月廿三日、左の陶磁器類の輸入を禁止す、
 - ④陶磁器又は石膏製の花瓶各種。(爐飾と共に輸入せらるゝものを除く)
 - ⑤カリアン(彼斯の水煙管)用の頭部及水入、土燒の甕、桶、排水管及其他の粘土製品。
 - ⑥陶磁器製ビーズの類。
 - ⑦茶碗、受皿、茶器其他の陶磁器又は其他の材料より成る食器にして其の大き普通より小に玩具と認め得べきもの。

シリア

關稅引上

(1) 一九三二年四月二十日、陶磁器輸入關稅を從價二割五分より三割五分に引上實施。

尙、シリア、パレスタインの兩地方は夫々、佛、英兩國の委任統治地にて、我國の國際聯盟脫退効力發生（一九三五年三月二十六日）に伴ひ邦品に對する非聯盟國待遇（最高稅率適用）問題惹起せるも、今日迄の處、稅率引上實施延期中なり。

土耳其

關稅引上

(1) 一九三三年五月卅一日附官報第二四一五號を以て、土耳其關稅法改正に基き次の通り關稅引上實施の外課稅單位を「正味」より「總重量」に変更。

稅番四八五―衛生陶磁器……………	百疋	六・二五 ^(リラ)
稅番四八七―食卓用陶磁器		
(1) 單色のもの……………	百疋	一五・〇〇 (舊率 一〇・〇〇)
(2) 彩色のもの……………	百疋	三〇・〇〇 (舊率 二五・〇〇)

輸入許可・制限制

(1) 一九三二年十一月以降輸入制限令を實施、一九三四年一月發令の年初三ヶ月分は本邦陶磁器に割當量皆無の處、

同四月一日より同九月迄向ふ六ヶ月間追加實施の新令に依り左記の陶磁器に新規割當賦與せらる。

稅番四八七―食卓用陶磁器其他	(A) 單色のものにて他材料を加工せざるもの……………	五、〇〇〇疋
	(B) 單色のものにて他材料を加工せるもの……………	一一疋

(2) 然るに一九三四年七月廿六日、土耳其政府は本邦品に新輸入許可制を公布せる結果左記の本邦陶磁器は「表（無制限輸入品）」取扱となりて茲に利害關係最も多き食卓用品、電氣用品の對土輸出制限の撤廢を見た。

稅番四八七―陶磁器製食卓用品、化粧用品、室内裝飾用品、花瓶其他。
 稅番四八八―陶磁器製電氣用具及同部分品。
 稅番四八九―磁器製義齒

(二) 歐羅巴洲

諾威

輸入制限

(1) 一九三四年三月十二日、陶器に輸入制限令を實施（磁器は自由）其の割當は一九三二年、三三年、三三年の三ヶ年間平均年輸入量を基準とす。
 (2) 一九三五年六月廿四日、右陶器輸入制限令を撤廢し其の代りに關稅を引上ぐ。

關稅引上

(1) 一九三五年六月廿四日、左記陶器關稅を引上實施。

△稅番三二八一別掲なきファイアンス陶器中

金銀又は金銀を以て鍍金せる縁を取り模様あり着色せるもの……………一疋 二五オーレ (舊率二〇オーレ)

瑞典

關稅引上

(1) 一九三四年七月一日より向ふ三ヶ年間左記家庭用磁器に對し百疋に付一五(クローネ)の附加稅賦課を實施。

稅番六九三一白色又は一色のもの……………百疋 一五クローネ (本稅三〇クローネ)

稅番六九四一二色以上彩色のもの……………百疋 一五クローネ (本稅六〇クローネ)

(2) 一九三五年六月三日、左記家庭用陶器に夫々左記の附加稅を實施。

稅番六九五一白又は單色のもの……………百疋 一〇クローネ (本稅一〇クローネ)

稅番六九六一二色以上彩色のもの……………百疋 九クローネ (本稅一六クローネ)

原産國標記

(1) 一九三四年四月一日、家庭用陶磁器中、統計番號一二八四、一二八六、一二八八に對し燒付又はレーベル貼付を以て Made in Japan の標記を要する事となる。

芬蘭

原産國標記

(1) 一九三四年十一月十六日、芬蘭商工省令第四〇〇號を以て英語、芬蘭語、瑞典語の一に依るラテン文字を以て原産國名の標記を要する事となる。

エストニア

輸入許可制

(1) 一九三三年十一月十一日、磁器に輸入獨占(許可)制を適用實施す。

リスアニア

輸入許可制

(1) 一九三五年二月七日、普通粘土製陶器に輸入許可制を適用す。

(2) 一九三五年三月十五日、前記陶器輸入許可に手数料として、左記を賦課する事となる。

(取引年額)

(ライセンス附與手数料)

二 萬リット迄……………年 三 百リット

五 萬リット迄……………年 六 百リット

十 萬リット迄……………年千二百リット
 五十萬リット迄……………年二千四百リット
 五十萬リット以上……………年三千六百リット

(3)但し一九三四年十一月廿二日、リスアニア輸入特許委員會は日本品の輸入許可を拒絶せる事あり。

致 須 國

輸 入 許 可 制

- (1)一九三二年一月三十日附法令一二、五〇九號を以て税番四二四—磁器食器、化粧用品、玩具(但し人形の頭を除く)に對し輸入許可制實施。
- (2)一九三五年一月十五日、新輸入許可制を公布し、新に陶器に關しては致須國商工省の輸入許可を要する事とし、磁器の輸入は自由となりたり。

波 蘭

輸 入 禁 止

- (1)一九三三年三月廿一日、一般陶磁器に輸入禁止を發令す。

獨 逸

關 稅 引 上

- (1)一九三二年一月十日、着色磁器輸入關稅百疋に付四五(馬克)より一躍九〇(馬克)に引上實施。
- (2)一九三四年十一月三十日、税番一一—陶器關稅百疋に付一一・五〇(馬克)と改正。
- (3)一九三五年四月一日、税番七三〇—陶器輸入關稅百疋に付一〇(馬克)より二〇(馬克)に引上實施。
- (4)一九三五年八月一日、獨佛協定失効に伴ひ獨逸向本邦陶器中税番七三二—陶器(多數彩色のもの)關稅百疋に付五七(馬克)となる。

商 品 管 理

(1)一九三四年九月廿四日、各商品別に商品管理所開設せられ、陶磁器は「各種商品管理所」に於て管理並に支拂許可を受くる事となり之が爲め、期間自一九三五年二月一日至一九三六年一月三十一日獨逸政府の決定せる本邦陶磁器輸入許可割當は左の如し。

◎税番七〇三、七三二A—C、七三二、七三三B—D陶磁器各種、茶器及其他之に類似のもの。

割 當 額	(自二月一日)	九〇 <small>(千馬克)</small>
	(至七月卅一日)	一五
追 加 額	(自八月一日)	一〇 <small>(千馬克)</small>
	(至一月卅一日)	一

丁 抹

輸入許可制

(1)一九三二年二月一日、第一〇號規定に基き陶磁器の輸入は一切、丁抹國通貨管理局の許可を受くる事を要する事となる。

埃地利

輸入許可制

(1)一九三一年十一月十四日、輸入許可制實施に伴ひ陶磁器の輸入には埃國々立銀行布告に基く外貨交付申請を要する外、對外國支拂取引検査局に於て需要検査を受くるを要することとなる。

輸入禁止

(1)一九三二年四月三十日、陶器に輸入禁止令公布。

洪牙利

輸入許可制

(1)一九三〇年十二月左記陶磁器の輸入には豫め輸入許可を要することとなる。尙之が輸入の際従價〇・五%のマニプレーション・フィーを課税せらる、事となる。

- 税番 六九七 ー タ イ ル
- 税番 七〇〇 b ー 食 卓 用 陶 器
- 税番 七〇一 a ー 食卓用、臺所用、衛生用磁器
- (2)一九三二年六月十一日、左記の如く更に右を延長實施。
 - 税番 六九七 ー タイル(厚さ三〇耗を超えるもの)
 - 税番 七〇一 a ー 食卓用、臺所用、衛生用磁器
- (3)一九三三年五月四日、更に左記を追加實施。
 - 税番 七〇〇 ー 磁 器 (食 器)

羅馬尼

輸入許可制

- (1)一九三三年七月一日、左記陶磁器に對し輸入管理をなす事となり輸入許可制度を執る事になる。
 - 税番 九三五及九四一 ー 家庭用陶磁器
 - 税番 九三六及九三七 ー 陶 製 板
 - 税番 九四二、九四三、九四八、九四九 ー 電氣用陶磁器其他
- (2)一九三四年十一月十五日、輸入割當制、爲替管理制併用實施。

通商條約廢棄

(1) 一九三五年三月二日、對日通商條約廢棄を通告し來る。(通告後三ヶ月を以て効力發生)

ブルガリア

輸入許可制

(1) 一九三三年一月廿三日、陶磁器の輸入は一切、事前にブルガリア國中央銀行の輸入許可を要する事となる。

ユーゴスラビア

輸入決済拒絶

(1) 一九三五年九月三十日、日本品に對し輸入決済を拒絶。

英吉利

關稅引上

(1) 一九三一年十一月廿五日、陶磁器に對し向ふ六ヶ月間、從價五割の非常時特別輸入税を設定。

(2) 一九三三年五月五日、家庭用陶磁器輸入關稅從價二割の處、ハンドレッド・ウェイト(百十二封度)に付一磅五志に改正。

◎愛蘭自由國に於て一九三五年四月一日以降原產地證明書を要する事となる。

佛蘭西

輸入割當制

(1) 一九三二年五月十二日、磁器に對し輸入割當實施を發表。次いで

(2) 一九三二年一月九日附法令を以て佛國政府は日本製食卓用及臺所用磁器並に茶器及珈琲器の輸入割當基準を定めんとせるも其の割當數量僅少なる爲め更に本邦側に於て交渉中の處漸く、

(3) 一九三二年八月十九日、日佛兩國間に、稅番三四七食卓用磁器は割當量範圍内に於て普通稅率を適用する旨規約し同十一月八日茲に磁器コンタンデヤンに關する公文交換の運びとなる。

(4) 一九三三年三月一日、日本對佛輸出磁器協會に依る左記品目に關する輸出割當、許可制開設せらる。許可數量は一ヶ年純量五、二五〇(キンタール・メトリック)とせらる。

稅番 三四七A 食卓用及臺所用磁器
稅番 三四七B 磁器製茶器及珈琲器

(5) 一九三四年三月一日、前記輸入割當制更に一ヶ年延長實施せらる。

(6) 一九三五年三月一日、前記輸入割當制更に一ヶ年延長實施。

(7) 一九三四年五月一日より同六月三十日迄左記割當制施行せらる。但し國別割當の公表なし。

稅番 三四七A 中

- (一) 食卓及臺所用以外の一般磁器……………一六六キントール
 - (二) 實驗室用磁器……………二三四
 - (三) パアリアン並素焼のもの……………二二一キントール
 - (四) 小像(磁器製)……………二六キントール
 - (五) 義齒(磁器製)……………一六二
 - (六) 小間物、玩具類(磁器製)……………一三四キントール
- (8) 一九三五年四月七日、左記の陶器に對し一九三四年度輸入実績を基準として新に輸入割當制を實施。適用區域は佛國の外アルジュール及オラン兩稅關經由の地區。

- 稅番 三四一ノ二 普通粘土又は上等粘土製ファイアンス陶器、グレー製衛生陶器
- 稅番 三四二 鋪裝用粘土製品
- 稅番 三四五 上等ファイアンス陶器、マチヨリカの類
- 稅番 三四六 裝飾ある陶器

關稅引上

- (1) 一九三三年三月廿一日、從價一割五分の爲替補償附加税を設定。
- (2) 一九三三年八月十九日、稅番三四七―食卓用磁器輸入關稅を割當量超過分に對し普通稅率の四倍に引上。
- (3) 一九三三年三月廿一日、爲替補償附加税を從價二割五分に引上。

(9) 一九三五年十二月三十日、稅番三四七 A 及び B 並に六三〇の陶磁器製電氣用品にコンタンヂヤン制發令。

(4) 一九三五年五月二日、稅番三四七 A 及三四七 B 中食卓用磁器、並茶器、珈琲セットにしてリオン稅關(佛本國)通關分に對し爾今普通稅率の四倍課稅となるべき旨公布す。

原產國標記

- (1) 一九三三年五月八日、食卓用、化粧用磁器、磁器製茶器、珈琲器に對し適用發令。
 - (2) 一九三四年八月廿九日、左記陶磁器に對し印刷字體を以て佛語にて *Fabrique au Japon* 或は英語にて *Made in Japan* と素燒の際或は浮彫又は彫込文字を以て原產國名を標記すべき旨發令せらる。
- 追加適用品に前項掲載磁器及電氣用磁器以外の磁器(裝飾品花瓶等)。

和蘭

關稅引上

- (1) 一九三二年一月一日、左記陶磁器關稅を從價五分より六分に引上實施。
 - (一) 陶磁器(家庭用品中、金、銀、プラチナ等の裝飾を施したもの)。
 - (二) 陶磁器製食器(朝食用十九個一組二十二盾五十仙以上のもの及び茶、珈琲器十六個一組十五盾以上のもの並六十七個一組食器百盾以上のもの)。
 - (三) 一打八盾四十仙以上の皿付茶碗、一打五盾以上の茶碗及一打三盾四十仙以上の皿。
 - (四) 其他銅、青銅、錫、石膏、金、銀の鍍金を施せる家内用裝飾品にして一個十盾以上のもの。
- 尙右に對し特別輸入稅として價格の一割及び二分の附加税を課せらる、事となる。

輸入割當制

(2)一九三四年一月一日、上等陶磁器に對し従價一割の賣上税適用實施。

(1)一九三三年三月十八日附法令を以て向ふ三ヶ月間上等陶器、衛生陶器、タイルに對し輸入制限を實施。
(2)一九三三年一月廿七日附法令第二五號を以て向ふ六ヶ月間左記普通陶器に對し一九二八年、二九年、三〇年の自各年二月至七月迄六ヶ月間分平均輸入額の九割を限度として割當制を施行。

- (一) 上製陶器
 - (二) 衛生陶器
 - (三) 壁瓦類
- 實施期間一九三三年自一月卅一日至七月卅一日。(但し壁瓦のみは二月一日より七月一日迄)

(3)右は七月廿六日附勅令を以て更に八月一日より翌一九三四年一月卅一迄實施延長。

(4)一九三四年一月三十日、卅一日附官報を以て一九三四年二月一日以降一九三五年二月一日迄一ヶ年間に左記品目を輸入制限し割當制を實施す。但し國別割當なし。

- (一) 磁器 (白色、色もの及模様付) || 限度 (一九二八年、二九年、三〇年、三ヶ年間に於ける平均輸入額の四割五分、平均輸入量の七割を超過するを得ず)
 - (二) 陶器 (白色、色もの及模様付、但し衛生陶器を除く) || 限度 (一九二九年、三〇年兩年平均輸入額の三割五分、平均輸入量の五割を超過するを得ず)
 - (三) 壁瓦類 || 限度 (一九二八年、二九年、三〇年、三ヶ年間に於ける平均輸入量の三割を超過するを得ず)
- (5)一九三五年二月一日、更に前項割當制を向ふ一ヶ年間延長。

白耳義

輸入許可・割當制

(1)一九三四年三月十五日附勅令を以て左記陶磁器に輸入許可制を發令、同三月廿日實施。

- (一) 陶器……………輸入割當基準 一九三一年の全量の一〇〇%
- (二) 磁器……………輸入割當基準 一九三二年の全量の一〇〇%

瑞西

輸入許可制

(1)一九三三年十一月廿二日、税番五九八磁器に對し輸入許可制を實施。

(2)一九三三年十二月廿三日、左記に對し一九三一年を基準年度として輸入特許割當制を實施す。
〔税番 六八〇b+磁器 (食器其他)
税番 六八一- 其他のもの〕

伊太利

輸入禁止

(1)一九三二年二月二日、特定國よりの陶器に對し輸入禁止發令。

輸入特許制

- (1) 一九三五年二月十九日、輸入陶磁器に對し特許制を發令、其の輸入許可の基準は三ヶ月毎に發表せられ税番五七八A磁器(但し白色のもの)に對しては一九三五年四月一日より六月三十日に至る三ヶ月の輸入割當率は邦品に對し前年同期の一五%を許與せらる。

(三) 北亞米利加洲

加 奈 陀

關 稅 引 上

- (1) 一九三一年十月十五日、ダンピング税を實施。(但し一九三四年四月食卓用品に對する限り右課税を廢止)
(2) 一九三二年十月十三日、オツタワ協定に基き税番二八七磁器食器類輸入關稅從價二割七分五厘より一躍三割五分に引上實施。
(3) 一九三五年七月二十日、日本側通商擁護令發動に對し、一九三五年七月廿二日、加奈陀政府は總督令第二一〇八號規定及一九三五年八月三日附總督令第二三一七號改正規定を以て邦品に對し一齊に從價三割三分三分の一の報復的附加税を發令同五日實施した。右は七月廿二日以前の契約註文にして十一月五日以前に同國へ到着の貨物を除き適用せられたるも日加兩政府に於て其後種々折衝の結果右附加税は一九三六年一月一日より廢止せられた。

原 産 國 標 記

- (1) 一九三四年十月十一日、原産國標記令を發布、一九三五年一月一日より陶磁器の内飲食品、臺所用品。(但し化粧用、衛生用品を除く)に焼付を以て原産國標記を爲すべき事を實施し、印刷せる紙、レーベル等の貼付にては不可なる旨を布告した。
(2) 一九三五年十二月一日以降、半磁器、白色グラニット、硬質陶器、炬器、陶器類より成る食卓用品は各個に焼付を以て(スタンプ、レーベル等は不可)原産國標記(國名のみにて足り *Made in* 若は *Produced in* の語句を要せず。又蓋付の器物の場合には蓋には標記を要せず)を要すること、なる。右規定違反に對しては從價一割の賦課金を課徴せらる。

北 米 合 衆 國

關 稅 引 上

- (1) 一九二九年、米國陶業者は輸入陶磁器に對し一打に付二十五仙の賦課税を課すべき事を政府に要請し爲めに種々曲折を経て一九三〇年六月十四日、米國政府は右を一打に付十仙として課税する旨發令翌十五日より實施。

其他の輸入防遏策

- (1) 一九三二年十月廿七日、米國陶業者よりの不當廉賣禁止法適用請願に基きて政府は陶磁器公聽會を開催す。
(2) 一九三三年六月十六日、N・R・Aの發布、同七月二十日ブランケット・コードの實施に對し米當業者は陶磁器産

業組合規約制定實施は生産費高を招來するが故に外國品との競争困難を來すとの理由を以て翌三四年一月十二日主として日本製陶磁器の米國輸入防遏方を華盛頓政府に陳情す。

(3)前記陳情に基き之が審議の爲め一九三四年六月廿六日、廿七日の兩日華盛頓に於て陶磁器に關する輸入關稅委員會の公聽會開催せらる。

(4)一九三五年六月十五日、N・R・A第三條は米國大審院より違憲判決を下され之が爲め米陶業者はN・R・A規約を楯に輸入陶磁器の防遏、制限を策する事より轉じ關稅法其他に據りて新に同七月十三日米國政府に輸入品阻止方を構せられ度しとの陳情をした。

原産國標記

(1)一九三四年五月十日、本邦陶磁器に對し必ず *Made in Japan* と標記すべき旨を強化し *Made in Tokyo* の如く都市名を記銘するのみにては不充分なりと改正した。

サルバドル

關稅引上

(1)一九三四年九月三日、告示第六七號を以て稅率の二十割の高率附加稅を發令實施す。

玖瑪

關稅引上

(1)一九三五年一月五日、片貿易關係を理由に對日通商條約廢棄を通告し來り同三月十六日、本邦陶磁器に對し最高關稅率適用及び附加稅として最低稅率の二割五分課稅を實施。

ドミニカ

關稅引上

(1)一九三五年三月十三日附官報を以て番號一二番乃至二〇番の各種陶磁器及七六番の衛生陶器に特別附加稅實施。

グワテマラ

關稅引上

(1)一九三五年一月廿八日、陶磁器輸入關稅を一率に十割引上實施。

ハイチ

關稅引上

(1)一九三五年四月十五日、對本邦陶磁器關稅として最高稅率(最低稅率の十割増)適用實施。



(四) 南亞米利加洲

三六

伯刺西爾

關稅引上

(1) 一九三四年九月一日、陶磁器・硬質及半磁器中無地物二割方、金着色物五割方の關稅引上實施。

エクスドル

通商條約廢棄

(1) 一九三五年五月十五日、對日通商條約廢棄を通告し來りたるを以て滿一ヶ年後一九三六年五月十五日限り本條約は失効すること、なる。

哥倫比亞

通商條約廢棄

(1) 一九三四年十一月十日、對日通商條約廢棄を通告し來れるを以て六ヶ月の豫告期間後一九三五年四月十日限り無條約關係となる。

智利

關稅引上

(1) 一九三二年九月廿一日、稅番一五二四磁器（浮出或は嵌込にて裝飾を有しニッケル又は他の白色金屬を除く卑金屬を用ひ金或は銀の鍍金を施さざるもの）の輸入關稅を法定一疋に付二ニツより二・七ニツに引上（但し一九三四年十二月二ツの舊稅率に復歸）

秘露

通商條約廢棄

(1) 一九三四年十月五日、對日通商條約の廢棄を通告し來れるを以て本條約は一九三五年十月五日限り失効す。

亞爾然丁

關稅引上

(1) 一九三一年九月十九日、磁器關稅率四割七分より五割七分に、陶器同く三割七分より四割七分に引上實施。

(五) 太平洋洲

三七

濠太刺利

輸入禁止

(1)一九三〇年四月四日、衛生陶器に一時輸入禁止實施。

原産國標記

(1)陶磁器食卓用、臺所用品は原産國の標記を要するが更に一九三三年九月一日之を強化し、土瓶及皿の蓋を除きては碗・皿に對しても、毎個に原産國標記を要することとなる。

新西蘭

關稅引上

(1)一九三一年七月三十日、陶磁器關稅を從價二割五分より一躍四割五分に引上。

(六) 阿弗利加洲

埃及

通商條約廢棄

(1)一九三五年七月十八日、對日通商條約廢棄を通告し來り豫告期間三ヶ月後の同十月十八日を以て本條約失効の筈の處、十月十八日、右は日埃會商開始中の故を以て更に一ヶ月失効期間を延期せられ尙、十一月十八日、埃及政府は更に之を十二月十七日迄一ヶ月延長し引續き兩國會商中。

南阿弗利加聯邦

關稅引上

(1)一九三二年四月三十日、稅番一七二B陶磁器關稅從價一割を二割に引上實施。(但し一九三五年五月十日右は從價一割稅に復元せられ、外にSuspended duty 從價一割を併用課稅と改正)。

葡萄牙領東阿弗利加

關稅引上

(1)一九三四年八月十一日より向ふ三ヶ月間、陶磁器關稅を二割に改正實施。

葡萄牙領西阿弗利加

關稅引上

(1)一九三四年十月廿三日、稅額の一割の附加稅課徵を實施。

(附錄) 金本位停止並爲替管理實施國一覽表 (一九三六年一月現在)

(一) 亞細亞洲

日 本	一九三一・一二・一三	外國爲替管理 <small>施行(又ハ概令)年月日</small>
中 華 民 國	(銀本位)	一九三二・七・一
關東州、滿鐵附屬地		一九三四・九・九
英 領 馬 來	一九三一・九・二二	一九三三・一〇・五
暹 羅	一九三一・五・一一	
英 領 印 度	一九三一・九・二二	
彼 爾 斯	一九三一・三・一三	一九三一・二・二五
土 耳 古	(大體以來法律のニハ) 金本位ヲ設定セズ)	一九三〇・二・二六
瑞 諾	一九三一・九・二二	
歐 羅 巴 洲		
瑞 典	一九三一・九・二九	一九三一・一一・二七
威 爾 斯	一九三一・九・二九	一九三一・一一・二四

(二) 歐羅巴洲

エ ス ト ニ ア	一九三三・六・二八	一九三一・一一・一〇
芬 蘭	一九三一・一〇・二二	一九三一・一一・三
ラ ヴ ァ イ ア		一九三一・一〇・八
リ ト ア ニ ア		一九三一・一一・一
致 須 國	(一九三四年二月七日) 平價一六七七(引下)	一九三一・一〇・三
埃 太 利	一九三三・四・五	一九三一・二〇・九
洪 牙 利		一九三一・七・一六
勃 牙 利		一九三一・二〇・一五
羅 馬 尼 亞		一九三二・五・一五
ユ ー ゴ ス ラ ビ ア		一九三一・二〇・七
獨 逸		一九三二・四・一五
丁 抹 蘭	一九三一・九・二九	一九三一・一一・二二
和 蘭 義		一九三三・八・三
白 耳 義		一九三五・三・一七
英 吉 利	一九三一・九・二二	
愛 自 由 國	一九三一・九・二六	
西 班 牙	(大體以來法律のニハ) 金本位ヲ設定セズ)	一九三一・一〇・三
葡 萄 牙	一九三一・一二・三二	一九三二・一〇・二二

(三) 北亞米利加洲

伊太利	一九三二・四・二六	一九三一・九・二九
希臘	一九三二・七・二四	一九三二・七・二四
北米合衆國	一九三三・四・一九	一九三三・三・六
加奈陀	一九三一・一〇・一九	一九三三・一〇・一九
墨西哥	一九三一・七・二五	一九三三・一・一九
瑪哥	(米弗ヲ使用)	一九三三・六・二
政瑪	一九三一・一〇・八	一九三三・六・一
サルバドル	(弗爲替本位)	一九三三・一・二三
ホンチユラス	一九三一・一〇・八	一九三三・一・二三
ニカラグラ	(弗爲替本位)	一九三三・一・二四
コスタリカ	(大抵以來法律のニハ金本位ヲ設定セズ)	一九三三・一・二四

(四) 南亞米利加洲

哥倫比亞	一九三一・九・二一	一九三一・九・二四
伯刺西爾	(歐洲大戰中)	一九三〇・一・一八
エクタド	一九三二・一・一九	一九三二・六・三〇 (一九三三・一・一一廢止)
秘露	一九三二・五・一八	一九三二・五・一八
智利	一九三二・四・二〇	一九三一・七・三〇

(五) 太平洋洲

ボリビヤ	一九三一・九・二五	一九三一・一〇・一四
パラグアイ	(アルゼンチンペソ爲替本位)	一九三二・六・二九
ウルグアイ	一九二九・二・一一	一九三一・九・七
亞爾然丁	一九二九・二・二六	一九三一・一〇・二三
濠洲	一九二九・二・二七	一九三〇・六・一
新西蘭	一九三一・九・二二	一九三一・九・二四
葡領チモール島	一九三一・九・二二	一九三三・九・三〇

(六) 阿弗利加洲

埃及	一九三一・九・二二	一九三三・三・八
南阿弗利加聯邦	一九三二・二・二八	一九三三・四・二三
モザンビツク	一九三二・二・二八	一九三一・五・二七
葡領牙領アソゴラ	一九三二・二・二八	一九三一・五・二七

(備考) 右收録の分には程度の強化嚴重となりたるものも、又比較的緩和せられたるものも共に一様に記載せり。

最近六ヶ年間に於ける諸外國の本邦輸出陶磁器に對する輸入防遏の跡終

不許複製

昭和十一年二月二十日印刷
昭和十一年二月二十五日發行

(非賣品)

編輯兼印刷人 伊藤九郎
名古屋市東區楠木町三丁目一四番地

印刷所 株式會社一誠社
名古屋市中區千早町五丁目一六番地

名古屋市東區東白壁町二十一番地

名古屋陶磁器輸出組合

發行所

電話(代表)東④四二〇一

A.5
493

終

